

1 送達費用として訴状や控訴状に添付していただく郵便切手について

訴えや控訴提起の際には、当事者への書類の送達費用として郵便切手を納めていただく必要があります。当庁で訴状に添付して納めていただくようお願いしている訴状添付郵券の組合せは次のとおりです。

訴状添付郵券

郵 券 郵券の種類	被告の数					
	1 名	2 名	3 名	4 名	5 名	加算額 (1名ごと)
500 円	8 枚	10 枚	12 枚	14 枚	16 枚	2 枚
100 円	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	
80 円	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	
50 円	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	
20 円	8 枚	10 枚	12 枚	14 枚	16 枚	2 枚
10 円	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	
合計	6,080 円	7,120 円	8,160 円	9,200 円	10,240 円	1,040 円

- 基本（被告1名）は500円・100円・80円・50円・20円・10円を各8枚です。
- 被告が1名増えるごとに1040円（500円と20円を各2枚）を加算してください。

控訴提起事件添付郵券

郵券の種類	相手側当事者数					
	1 名	2 名	3 名	4 名	5 名	6名以上の加算額 (1名ごと)
500 円	10 枚	12 枚	14 枚	16 枚	18 枚	2 枚
100 円	5 枚	5 枚	5 枚	5 枚	5 枚	
80 円	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
20 円	20 枚	20 枚	20 枚	20 枚	20 枚	2 枚
10 円	20 枚	20 枚	20 枚	20 枚	20 枚	1 枚
合計	6,900 円	7,900 円	8,900 円	9,900 円	10,900 円	1,050 円

2 送達費用の現金納付について

岡山地方裁判所本庁に提起される民事第一審(手形訴訟を含む。)・第二審事件, 行政第一審事件, 倉敷・津山・新見支部に提起される民事第一審(手形訴訟を含む。)及びこれらの付随事件の送達費用については, 現金により納付することができます。その予納額の基準は次のとおりです。

現金で納付されると, 事件終局時に残額を現金で振込によりお返しできるので, 大変便利です。訴え提起時に, 還付を希望される銀行等口座を指定してご利用ください。

簡易裁判所においては, 送達料の現金による納付の取扱いはできません。

郵便料	被告の数					
	1 名	2 名	3 名	4 名	5 名	6名以上の加算額 (1名ごと)
予納額	7,000 円	8,000 円	9,000 円	10,000 円	11,000 円	1,000 円

- 郵便料を現金で予納する場合は, 民事訟廷事件係(地裁民事受付)で保管金提出書を交付しますので, 必要事項を記入の上, 6階会計課保管金係の窓口で納付してください。
(倉敷, 津山及び新見支部に提起する場合は, 同支部で予納してください。)